

## 神奈川県入院者訪問支援事業実施要綱

## (目的)

第1条 神奈川県入院者訪問支援事業（以下、「事業」という。）は、精神病床を有する医療機関（以下、「精神科病院」という。）の入院者のうち、当該精神科病院外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることが想定される者からの希望に基づき、当該精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。

## (実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、神奈川県（以下「県」という。）とし、指定都市を除く県域（以下「県所管域」という。）を所管する。

2 前項の規定にかかわらず、県は、本事業のうち、第6条第2号及び第4号に規定する訪問支援活動体制の整備に係る事務の全部又は一部を指定相談支援事業者等に委託して実施することができる。

## (圏域)

第3条 事業は、二次保健医療圏域単位又は保健福祉事務所（保健所）圏域単位等で実施する。

## (支援対象者)

第4条 事業の対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、事業による支援を希望する者。
- (2) 地域の実態等を踏まえ、市町村長同意による医療保護入院者以外であって、本事業による支援を希望する者のうち、県が必要と認めた者。

## (訪問支援員)

第5条 支援対象者へ訪問する支援者（以下「訪問支援員」という。）は、県が実施する研修を修了した者のうち、県が任命した者とする。

2 訪問支援員は、支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供等を行う。

## (事業内容等)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

## (1) 訪問支援員の養成及び任命

県は、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を習得するため、訪問支援員養成研修を実施する。県は、当該研修を修了した者のうち、訪問支援に適任であると認めた者について、訪問支援員として任命する。

なお、本事業の趣旨を理解していない等、訪問支援員として適任でないと認められる場合、県は訪問支援員の任命を解除することができる。

## (2) 訪問支援員の派遣

県は、支援対象者からの求めに応じて訪問支援員を派遣するため、訪問支援体制を整備する。

なお、訪問支援員の派遣に当たっては、次に掲げる事項に留意することとする。

(ア) 支援対象者から訪問支援員との面会希望があった場合には、本人の意向を確認した上で派遣調整を行うこと。

- (イ) 訪問支援は、原則として面会希望があった日から10日以内に日程調整を行うこと。
- (ウ) 訪問支援員を精神科病院に派遣する際には原則として2名体制とすること。
- (エ) 支援対象者と訪問支援員の面会が終了後、訪問支援員から14日以内に活動報告書を受取り、訪問支援活動の把握を行うこと。

### (3) 入院者訪問支援事業推進会議の設置

県は、次に掲げる事項を行うため、行政、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体で構成する入院者訪問支援事業推進会議を設置することとする。ただし、既存の協議会等を活用する場合はそれを妨げるものではない。それ以外の場合は、会議を運営するに当たっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項の規定に基づき設置される会議との連携を図ることとする。

- (ア) 医療機関、行政機関（保健福祉事務所、市町村等）、障害福祉サービス事業者等の関係機関との合意形成及び事業の円滑な実施に向けた検討

- (イ) 当該事業全体の評価及び検証

### (4) 入院者訪問支援事業実務者会議の設置

県は、次に掲げる事項を行うため、行政機関、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者で構成する入院者訪問支援事業実務者会議を設置することとする。

- (ア) 訪問支援活動の実施状況の共有

- (イ) 訪問支援活動に係る具体的な課題や支援のあり方についての協議を行い、入院者訪問支援事業推進会議への報告を行う。

## (留意事項)

### 第7条

#### (1) 精神障がい者地域移行支援強化事業と連動した支援

訪問支援活動報告書等により、支援対象者から退院希望が確認できた場合には、精神障がい者地域移行支援強化事業による支援につなげていくこと。

#### (2) 関係機関への周知

事業に当たっては、圏域内の市町村、精神科病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して広く周知するとともに、協力関係機関の拡充及び支援体制の充実等事業の円滑な実施を図る。

#### (3) 関係機関との連携

対象者の円滑な支援を促進する体制整備を図る観点から、保健福祉事務所（保健所）、精神保健福祉センター、相談支援事業者、その他福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等と連携を図る。

## (個人情報の保護等)

第8条 本事業の実施に当たっては、対象者の人格を尊重してこれを行うとともに、対象者の身上及び家族に関して知り得た秘密を守らなければならない。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。